

石油ガス自動車導入促進対策補助事業

補助金申請の手引き

申請に先立ち、本手引きを必ずお読み頂き、補助金交付の要件及び補助金の交付申請から交付までの流れを十分ご理解ください。

補助金交付の要件あるいは提出書類等に不備がある場合、補助金の交付が出来ません。

目次

事業の概要

1. 申請対象者
2. 補助対象車両
3. 申請者の資格等
4. 補助対象経費
5. 補助率・交付限度額
6. 平成26年度予算額（事業費予算額）
7. 交付決定
8. 事業実施のスキーム
9. 事業実施のスケジュール
10. 補助金の交付申請から交付までの流れ（フロー図）
11. 書類の提出方法及び連絡先
12. その他の事項

記入例 「石油ガス自動車導入促進対策事業費補助金交付申請書」
（様式1-1）

申請書・実績報告書・平成26年度 様式集

事業の概要

石油ガス自動車の普及等を促進し、物資の輸送に必要な燃料の多様化を促すことで、災害時における燃料供給の安定化を図る事を目的とし、当該補助事業では、LPガス自動車を導入する事業者の経費の一部を補助するものです。

1. 申請対象者

石油ガス自動車を導入しようとする者であって所有者・使用者とする。

2. 申請者の資格等

次の各号のいずれかに該当する者（法人にあつては、その役員を含む）の場合は、申請することができない。

- (1) 高压ガス保安法若しくは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 成年被後見人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第30条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（危険運転致死傷）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 補助事業に関し、補助金交付申請書及び添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載が欠けている者
- (6) 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期間が経過していない者
- (7) 災害時等に於いて行政等の要請に応じ人や物資の輸送手段確保の為車両の提供・運用等を誓約する事ができない者

3. 補助対象車両

「石油ガス自動車」とは、液化石油ガスを原動機の燃料として用いる自動車であって、道路運送車両法（昭和26年法律185号）第3条に規定する自動車をいう。

（道路運送法（昭和26年183号）第3条に規定される自動車は除く）

* 営業用旅客・乗合自動車を除く（バス・タクシー等）

4. 補助対象経費

石油ガス自動車の導入経費で、消費税及び地方消費税は、対象外とします。

1) メーカー仕様車：同一車種等の既存燃料車の価格との差額

2) 改造車：原動機の燃料を「液化石油ガス」に改造する際の実費用

* 詳細は業務細則を参照

5. 補助率・交付限度額

当該補助事業に係る補助率は、補助対象経費の1/2相当とし、補助金交付限度額は1台あたり250,000円です。

6. 平成26年度予算総額

≪ 事業費予算額 1.98億円 ≫

7. 交付決定

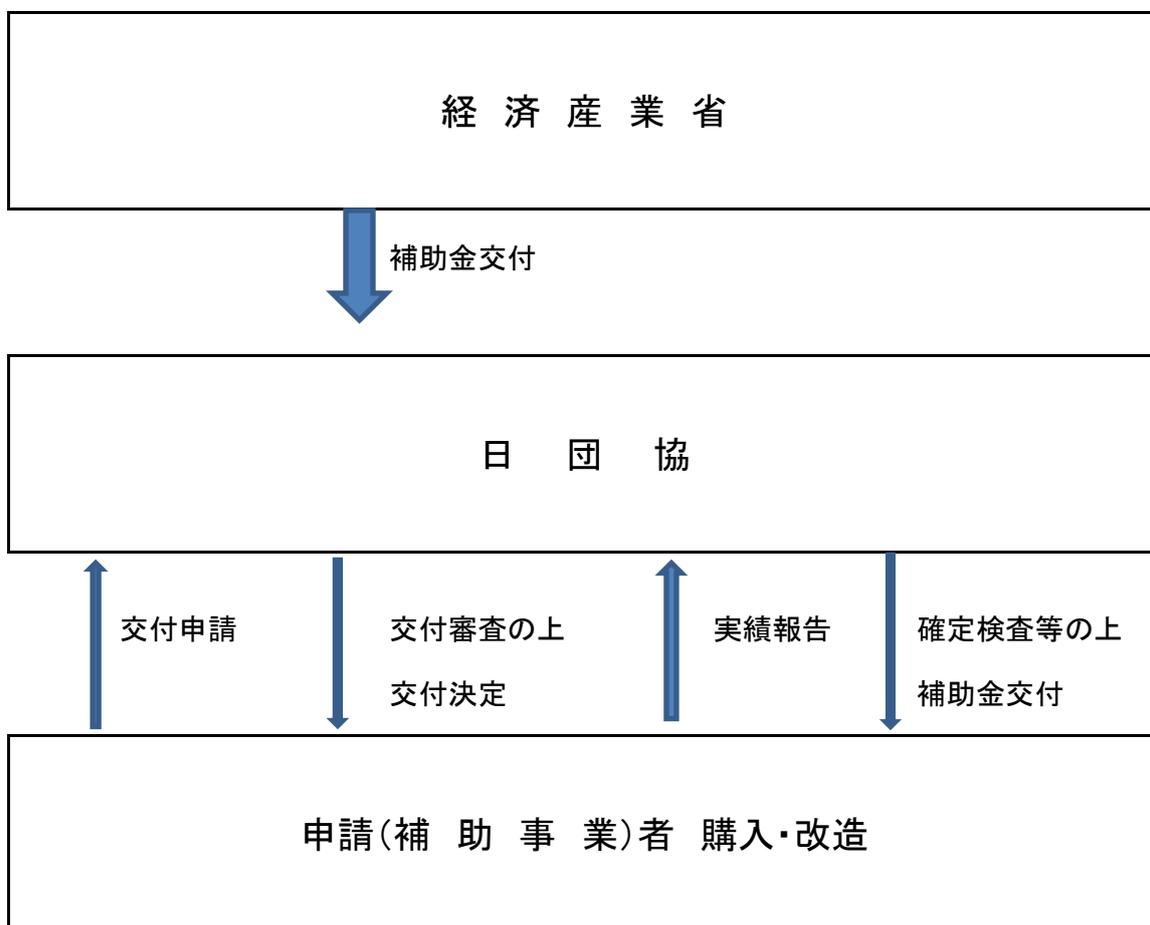
予算枠の範囲内で必要要件を備えた申請に対し交付します。

なお、予算の範囲を超えて申請があったときは当該申請日の同日付け（郵送の場合消印日、宅配便は依頼日）集約し按分して交付額を決定する事があります。

【 注意事項 】

補助金の交付を受けようとする方は、LPガス自動車の購入又は改造の発注は、交付決定後に行わなければなりません。交付決定前に発注されている場合は、補助金交付の対象となりませんのでご注意ください。

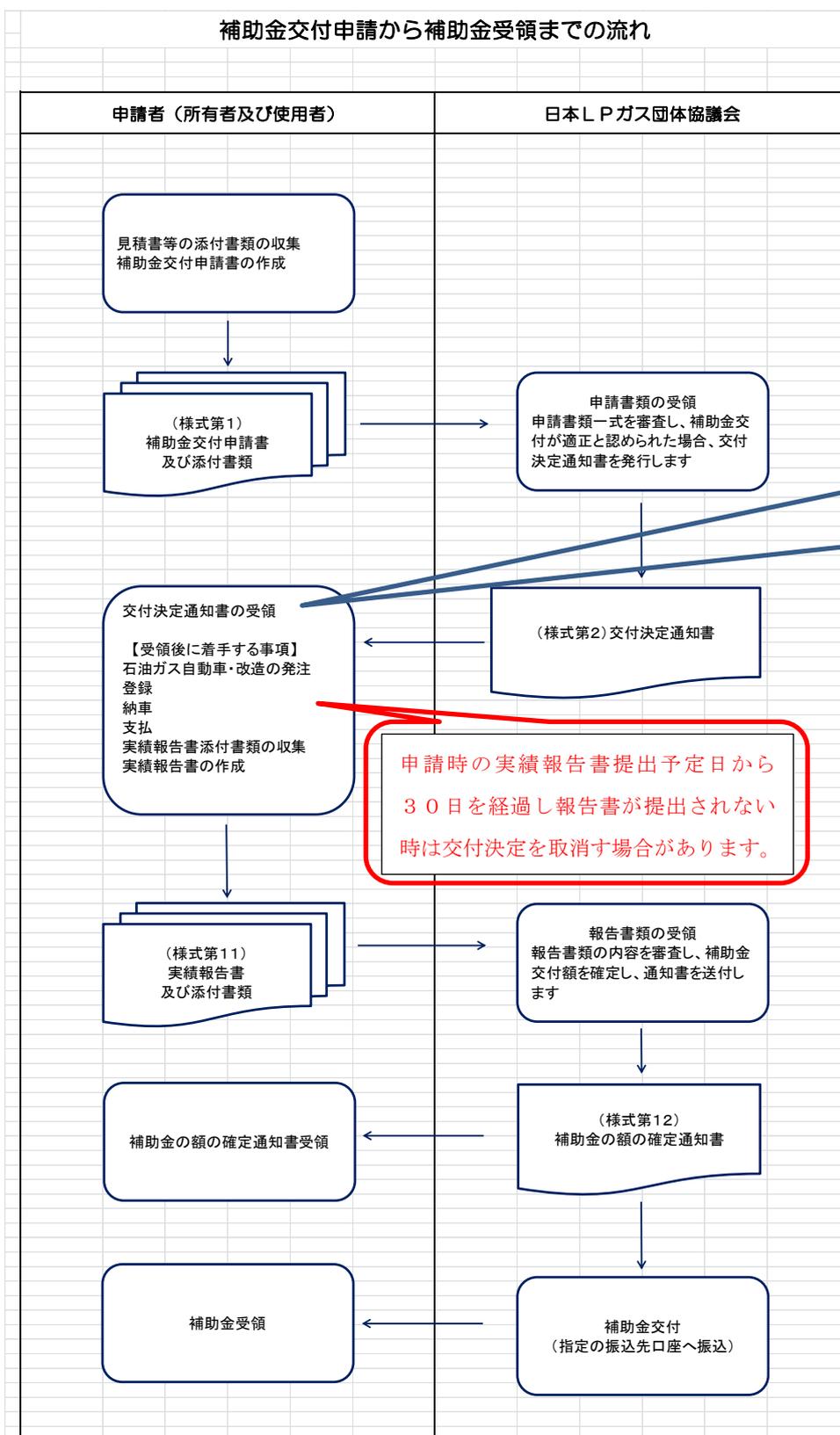
8. 事業の実施スキーム



9. 事業の実施スケジュール (平成26年度予算)

- ① 6月2日(月): 公募開始 公募開始後申請書類提出
- ② 5月19日(月)～5月27日(火): 公募説明会実施
開催地(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡)
- ③ 補助金交付審査(予算枠を超えた場合は、当該申請日の同日付け(郵送の場合消印日、宅配便は依頼日)集約し按分して交付額を決定する事があります。)
- ④ 実績報告書提出(事業完了後30日以内又は平成27年2月28日のいずれか早い日)
事業完了日とは: 支払いをした日(手形払: 手形決済が行われた日)をいう
- ⑤ 補助金確定検査等及び補助金交付(検査等実施後)

10. 補助金の交付申請から交付までの流れ（フロー図）



1 1. 書類の提出方法及び連絡先

《提出方法》

持参又は送付

*諸事情・事故等により到着しなかった提出書類等については、日団協では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る送付方法のご利用を推奨します。

1 2. その他事項

《問合せ先》

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-5 櫻ビル5階
日本L Pガス団体協議会 補助・受託事業室
石油製品利用促進対策事業費補助金（L Pガス自動車）担当
☎ 03-5511-1420 F A X 03-5511-1421

申請・問合せ受付時間

月曜～金曜 午前9：00～12：00、13：00～17：30

（土日祭日・5月1日・12月30日～1月4日を除く）

交付申請書につきましては日団協ホームページ <http://www.nichidankyo.gr.jp/>からダウンロードする事が出来ます。